

電気供給規程

2004年4月1日 規程第34号
改正 2009年6月23日 規程第4号(ア)
改正 2019年4月12日 運施建第1025号(イ)

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、成田国際空港及びその周辺の成田国際空港株式会社（以下「会社」という。）の所有する土地において、会社が供給する電気（以下「電気」という。）の料金その他の供給条件について必要な事項を定めることを目的とする。（イ）

(使用申込及び需給契約)

第2条 会社は、電気を使用したい旨の申込みがあったときは、電気使用申込書（第1号様式）2通を提出させるものとする。

2 前項の電気使用申込書の提出期限は、使用開始希望日の5営業日前までとする。（イ）

3 会社は、第1項の申込みを承諾したときは、その旨を承諾書に証明し、1通を申込者に交付するものとする。この場合において、必要と認めるときは電気需給契約書を作成することができるものとする。

4 電気使用の契約（以下「需給契約」という。）は、会社が前項の承諾書を交付したときに成立するものとする。

(契約の期間)

第3条 需給契約の期間は、1年以上とする。ただし、臨時に電気を供給するときは、臨時に電気を供給する期間とする。

(契約電力の決定)

第3条の2 需給契約上使用しうる電力（以下「契約電力」という。）の最大電力（以下「契約最大電力」という。）は、使用する負荷設備及び受電設備の内容等を基準とし、使用者と会社が協議して決定する。

なお、使用者が新たに電気を使用する場合等で、会社が適当と認めたときは、受給開始の日から1年間については、契約電力がてい増する場合に限り、段階的に定めることができる。（イ）

2 契約電力の最小値は、1キロワットとする。（イ）

(契約の変更)

第4条 使用者が契約最大電力を著しく超えて電気を使用したことが最大需要電力計の計量によって明らかなとき、又は契約最大電力を超過した月が2回あったときは、使用者は前条第1項で定めた契約電力を実績に基づき変更するものとする。（イ）

2 使用者が契約最大電力を減じようとするときは、当該契約最大電力が負荷設備の実情に比べて著しく不適当と会社が認めたときに限り、原則として使用者の最近1年間の最大需要電力（使用者の30分毎の平均使用電力のうち、月間で最も大きい値。）の実績を基準に、新たな契約最大電力を会社と協議して決定する。（イ）

3 使用者は、前項及び前々項の場合並びにその他需給契約の内容を変更したいときは、

電気需給契約変更申込書（第2号様式）2通を提出しなければならない。（イ）

4 会社は、前項の申込みを承諾したときは、その旨を前項の承諾書に証明し、1通を使用者に交付するものとする。（イ）

（使用の廃止）

第5条 使用者は、電気の使用を廃止しようとするときは、廃止しようとする日の5営業日前までに電気使用廃止届（第3号様式）を提出しなければならない。この場合において、需給契約は、使用廃止の日をもって終了するものとする。（イ）

（契約終了後の債権、債務）

第6条 需給契約期間中の電気料金その他の債権債務は、需給契約の終了によっては消滅しないものとする。

第7条 削除（イ）

第3章 供給の方式

（供給の方式等）

第8条 会社が供給する電気の契約区分、適用範囲、供給電圧、供給電気方式、標準周波数及び配電方式は、別表第1のとおりとする。ただし、同表により難い特別の事情があるときは、この限りでない。（イ）

（送電上の責任分界点）

第9条 会社が供給する電気の送電上の責任分界点は、次のとおりとする。ただし、これにより難いときは、別に定めるとところによる。

- (1) 高圧 使用者の受電室引込口に使用者が施設した断路器の電源側端子
- (2) 低圧甲 引込地点に使用者が施設した開閉器の電源側端子
- (3) 低圧乙 別に定めるとおりとする。

第4章 工事の申込みと施工及び工事費の負担（イ）

（会社が施工する工事等）（イ）

第10条 会社が、使用者及び電気使用の申込みをしようとする者（以下「使用者等」という。）が、電気供給設備負担金工事申込書（第4号様式）を会社に提出し、当該申込書を承諾したときは、使用者等に対し電気を供給するために、次の各号に掲げるところにより工事を施工するものとする。ただし、臨時使用の場合など使用者等に施工させることが適當と認められるときは、会社が承認した設計かつ施工者により、使用者等が施工するものとする。なお、電気供給設備負担金工事申込書の提出にあたっては、会社と申込内容について事前協議を行い日程等を調整したうえで提出するものとする。（イ）

（1）高圧のとき

- (ア) マンホールから使用者等の敷地境界までの地中引込線用管路の設置（イ）
- (イ) 開閉所又は中央受配電所への使用者等の専用遮断器の設置（イ）
- (ウ) 専用遮断器又は既設供給設備の分岐点から使用者等の受電室にある開閉装置の電源側のケーブルヘッド端子までの引込線用電力ケーブルの設置（イ）

（2）低圧甲のとき

もよりの供給可能な電源から会社が使用者等と協議して決定する需給地点までの低圧地中引込線用電力ケーブル1回線の設置及びこれに必要な管路等の設置 (イ)

(3) 低压乙のとき

別に定める基準による電気設備の設置

2 会社は、使用者等の建物等に次に掲げる計量器及び附属装置を取り付けるものとする。ただし、臨時に電気を供給する場合は、使用者等が計量法による検定済のものを取り付けるものとする。なお、前項第2号及び第3号において、使用電力量が著しく少ないことが想定されるなど計量器等の設置が適当でないと認められる場合には、会社と使用者等との協議のうえ設置を省略することができる。 (イ)

(1) 計量器

- (ア) 電力量計
- (イ) 最大需要電力計

(2) 附属装置

- (ア) 計量器箱
- (イ) 変成器
- (ウ) 変成器箱
- (エ) 計量器の標準2次配線

3 前項の計量器及び附属装置は、高圧で供給するときにあっては原則として受電用断路器の電源側に、低圧で供給するときにあってはできるだけ電源に近い場所に取り付けるものとする。ただし、これにより難いときは、使用者等と協議のうえ取付け位置の変更ができるものとする。 (イ)

4 会社は、第1項及び第2項の設備を使用者等の敷地、建物等に設置するときは、当該設備の設置に必要な場所を無償で使用するものとする。 (イ)

5 使用者等の都合による計量器及び附属装置又は電力ケーブルの移設に要する費用は、使用者等が負担するものとする。 (イ)
(工事費の負担)

第11条 前条第1項第1号、第2号及び第3号（使用者等が設置したものに限る。）並びに第2項ただし書きに規定する工事に要する費用は、使用者等が負担するものとし、同条第1項第3号（使用者等が設置したものを除く。）及び第2項本文に規定する工事に要する費用は、会社の負担とする。 (イ)

2 使用者等が契約最大電力を増加させるとき、その他使用者等の都合により前条第1項の供給設備を変更するときは、その工事に要する費用は使用者等が負担するものとする。 (イ)
(工事の設計及び契約)

第12条 会社は、第10条第1項（第3号を除く。）、第5項及び前条第2項の工事について設計図を添えて工事費概算額を使用者等に通知するものとする。 (イ)

2 会社は、前条の工事費の負担について使用者等との間に別途電気供給設備工事費負担金契約を締結するものとする。 (イ)
(使用者等が施工する工事)

第13条 使用者等は、自己の負担において自己の敷地内に電気設備を設置し、又はこれを

変更しようとするときは、あらかじめ電気設備工事設計承認申請書（第5号様式）2通に電気設備工事設計図等を添えて会社に提出しなければならない。ただし、会社が認めた軽微なものについては、この限りではない。（イ）

- 2 会社は、前項の申請を適當と認めたときは、その旨を前項の申請書に証明し、1通を使用者等に交付するものとする。（イ）
- 3 使用者等は、第1項の工事が完了したときは、電気設備工事完了届（第6号様式）を会社に提出し、当該工事について完成検査を受けなければならない。（イ）
- 4 会社は、前項の完成検査を行ったときは、その結果を電気設備工事完了届に記載し、1通を使用者等に交付するものとする。（イ）
（財産の帰属等）

第14条 第10条第1項本文並びにただし書及び第2項本文の規定により設置した設備は会社の所有とし、第10条第2項ただし書及び前条第1項の規定により設置した設備は、使用者等の所有とする。（イ）

- 2 電気設備の維持管理は、当該設備の所有者が行うものとする。（イ）
（工事責任者）

第15条 使用者等は、第13条の電気設備工事を行おうとするときは、当該工事の着手前に工事責任者を指名しなければならない。（イ）

- 2 前項の工事責任者は、電気事業法の規定による電気主任技術者免状の交付を受けている者でなければならない。（イ）
（使用する機器及び材料）

第16条 使用者等が設置する電気設備並びに電気設備に用いる機器及び材料は、電気事業法に基づく電気設備に関する技術基準を定める省令によらなければならない。（イ）
（地中引込線用管路）

第17条 使用者等は、第10条第1項第1号（ア）の地中引込線用管路の末端から使用者等の受電室までの間は、原則として内経100ミリメートル以上の管を用いた地中引込線用管路を設置しなければならない。ただし、建物の内部においては管に代わる構造物を設置することができる。（イ）

- 2 前項の管路は、会社の地中引込線用電力ケーブルの引込工事を容易にするため、屈曲を生じないよう設置しなければならない。ただし、やむを得ない事情により管路を屈曲させて設置するときは、会社と協議のうえ設置方法を決定する。（イ）
（保護装置）

第18条 使用者等は、高圧で受電するときは、受電設備の1次側に次の各号に掲げる保護装置を設置しなければならない。（イ）

- (1) 過電流遮断器
 - (2) 過電流遮断器
 - (3) 接地遮断器
- 2 過電流遮断器は、次の各号に掲げる最低遮断容量を有するものでなければならない。ただし、6,000ボルトで受電する場合で受電設備容量が100キロボルトアンペア以下のときは、遮断器に代えて負荷開閉器及び電力ヒューズを使用することができる。
 - (1) 20,000ボルトで受電するとき 定格遮断電流は25キロアンペア

- (2) 6,000 ボルトで受電するとき 定格遮断電流は 12.5 キロアンペア又は 20 キロアンペア
- 3 過電流遮断器には、電気設備に短絡又は過負荷を生じたときに遮断器を動作させることにより、自動的に電流が遮断されるように作用する構造のものを使用し、各相又は 2 相に取り付けなければならない。
- 4 接地遮断器には、電気設備に地気を生じたときに遮断器を動作させることにより、自動的に電流が遮断されるように作用する構造のものを使用しなければならない。ただし、6,000 ボルトで受電するときに設置する接地遮断器には非接地型のものを使用しなければならない。
- 5 緊急用の計器用変流器（C T）、零相変流器（Z C T）は引込線ごとにケーブルヘッド附近に取り付けなければならない。（イ）
- 6 接地事故に対して、零相変流器だけでは接地保護の協調がとれないときは、会社の指示により使用者等の敷地内に零相電圧検出装置を設置しなければならない。（イ）
- 7 低圧甲で受電するときは、引込線用ケーブルヘッドの負荷側に近接して開閉器及び自動遮断器を設置しなければならない。

（切替装置）

- 第 19 条 2 回線引込みにより受電するときは、使用者等の受電設備の 1 次側に次の各号の一に該当する自動又は手動の切替装置を設置しなければならない。（イ）
- (1) 連動する 2 台の遮断器
- (2) 遮断器 1 台及び連動する 2 台の断路器（断路器により負荷電流を開閉することができないように、断路器と遮断器との間にインターロック装置を取り付けること。）
- (3) 連動する 2 台の負荷開閉器
- (4) 切替用負荷開閉器
- 2 前項の切替装置は、次の各号に掲げる機能を有するものでなければならない。
- (1) 常時線が停電したときに他回線に切り替えられるもの
- (2) 2 回線から同時に受電できないもの
- (3) 保護装置の作動によって切替装置が動作しないもの
- (4) 無電圧開放機能を有するもの。ただし、前項第 4 号によるときは、次段の遮断器が無電圧開放機能を有するもの

第 5 章 料金

（電気料金）

- 第 20 条 電気料金（以下「料金」という。）の体系及び算定の方法は、別表第 2 のとおりとする。
- 2 前項の料金の単価は、電気事業者に支払う電気料金、燃料費調整額、施設の建設費、管理費その他の費用を勘案して会社が別に定める。（イ）
- 3 前項の料金の単価は、あらかじめ使用者に知らせるものとし、これを変更するときも、同様とする。
- （検針）

- 第 21 条 電力量計の検針は、毎月 1 日に行う。ただし、やむを得ない事情があるときは、

当該日外の日に検針することができる。 (イ)

(使用電力量の決定)

第 22 条 1 箇月の使用電力量は、次の各号に掲げるところにより決定する。

(1) 検針日から次の検針日までの電力量計の読みによる。ただし、高圧で供給する場合において供給電圧より下位の電圧で計量するときは、次に掲げるところによる。 (イ)

(ア) 契約最大電力が 500 キロワット未満のときの使用電力量

$$\text{計量電力量} \times 1.03$$

(イ) 契約最大電力が 500 キロワット以上のときの使用電力量

$$\text{計量電力量} \times (1+a)$$

a : あらかじめ会社と使用者との協議によって定めた損失率

(2) 複数の使用者で 1 個の電力量計を使用している場合の各使用者の使用電力量については、使用者と協議のうえ使用電力量を決定するものとする。また電力量計が設置されていない場合の使用電力量については、原則として次のとおりとし、使用者と協議の上決定するものとする。

使用設備の負荷容量の合計 × 使用見込時間 × 30 日 (イ)

(3) 会社は、電力量計の故障等により使用電力量を適正に計量することができないときは、過去の使用実績又は電力量計取替後の使用実績を基準とし、使用者と協議のうえ使用電力量を決定する。

(料金の適用開始の日)

第 23 条 料金は、需給開始の日から適用する。 (イ)

(日割計算等)

第 24 条 電気の需給開始、中止又は需給契約の終了があったため、使用期間が 1 箇月に満たない月分の基本料金は、使用日数に応じ日割計算（1 箇月を 30 日とする。以下同じ。）により算出するものとする。

2 1 箇月の期間に全く電気を使用しないときの基本料金は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 常時電力及び臨時電力にあっては電気を使用したときの基本料金の半額

(2) 予備電力及び予備線にあっては電気を使用したときの基本料金と同額

3 電気の供給を停止したときの基本料金は前項の基本料金を停止日数に応じて日割計算により算出した額と第 1 項の使用期間に応じ日割計算により算出した額との合計額とする。

4 1 箇月の途中において基本料金に変更を生じたときは、変更前及び変更後の料金について、それぞれの日数に応じて日割計算を行うものとする。

(料金の支払)

第 25 条 使用者は、会社の請求に基づき、毎月の料金を指定された期限までに、指定された方法により支払わなければならない。

2 会社は、必要があると認めたときは、前項の規定にかかわらず、使用者に、予想される料金の全額を予納させることができる。ただし、使用期間が 3 箇月を超えるときは、一時に予納させる金額は、予想月額料金の 3 箇月分に相当する金額を限度とする。

3 前項の予納金は、料金に順次充当し、電気の使用を廃止したときに精算するものとし、

予納金には利息を付けない。

(延滞金)

第 26 条 会社は、使用者が前条の料金及び第 31 条の違約金の納入を遅滞したときは、その遅滞した金額（消費税及び地方消費税の相当額を加算した金額とする。）に対し、納入期限の翌日から納入した日までの期間、会社の債権管理事務細則に基づく割合で計算した延滞金を徴収するものとする。（イ）

(端数処理)

第 27 条 端数処理については、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 契約最大電力の単位は、1キロワットとし、1キロワット未満の端数を生じたときは、その端数は小数点以下第1位で四捨五入する。
- (2) 使用電力量の単位は、1キロワット時とし、1キロワット時未満の端数を生じたときは、その端数を翌月分に算入する。（ア）
- (3) 工事費負担金、料金、延滞金、違約金、損害賠償金並びに消費税及び地方消費税の額に1円未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てる。

第 6 章 使用等

(供給の開始) （イ）

第 28 条 会社は、使用者等の電気設備が第 13 条第 3 項本文の完成検査に合格したとき、又は第 13 条第 1 項ただし書の規定による軽微なものにあって調査等の結果電気の供給に支障がないと認められるときは、使用者等と協議のうえ供給開始日を決定するものとする。（イ）

(力率の保持)

第 29 条 使用者は、使用者の電気設備における負荷の力率を適正に保持しなければならない。

(禁止行為)

第 30 条 使用者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 契約の対象となった受電設備及び負荷設備以外の設備の設置又は使用
- (2) 契約最大電力を超える電気の使用
- (3) 会社と契約した使用場所以外の場所における電気の使用
- (4) 電気設備の改変等による電気の不正な使用
- (5) 自己の予備発電設備を会社の配電系統に接続しての電気の使用

(違約金)

第 31 条 会社は、使用者が前条第 1 号、第 3 号又は第 4 号に該当し、そのために料金の全部又は一部の支払いを免れたときは、その免れた金額の 3 倍に相当する金額を違約金として徴収するものとする。

2 会社は、使用者が契約最大電力を超えて電気を使用したことが最大需要電力計の計量によって明らかなときは、契約最大電力を超過した電力に対して基本料金 1箇月当りの単価を乗じて得た額の 1.5 倍に相当する金額を違約金として徴収するものとする。（イ）

(電圧の調整)

第 32 条 使用者は、電気の使用によって他の使用者の使用する電気に不規則な電圧変動、

波動、ひずみ若しくは妨害を起こしたとき、又はそのおそれがあるときは必要な調整装置を設置しなければならない。

(供給の停止、中止及び制限)

第33条 会社は、使用者が次の各号の一に該当するときは、電気の供給を停止することができる。

- (1) 会社の督促を受けても工事費負担金、料金、延滞金、違約金又は損害賠償金を支払わないとき。 (ア)
 - (2) 第30条の規定に違反したとき。
 - (3) 第39条第1項の規定に基づく立入りを正当な理由なく拒み、又は妨げたとき。
 - (4) 第40条の規定により会社が指示した改善措置を実施しないとき。
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、この規程及びこの規程に基づく契約に違反したとき。
- 2 会社は、次の各号の一に該当するときは、電気の供給を中止し、又は制限することができる。この場合において会社は、緊急やむを得ないときを除き、あらかじめその日時及び区域を使用者に通知するものとする。
- (1) 天災その他不可抗力によるとき。
 - (2) 電気事業者が会社に対する送電を中止し、又は制限したとき。
 - (3) 会社の電気設備に故障が生じ、又は生ずるおそれがあるとき。
 - (4) 会社の電気設備に修理その他の工事を施すとき。
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、保安のため必要があるとき。

3 会社は、第1項の規定に基づく供給の停止により使用者が受けた損害については、賠償の責めを負わないものとする。

4 会社は、第2項の規定に基づく供給の中止又は制限により使用者が受けた損害については、それが会社の責めに帰すべき理由によるもののほか、賠償の責めを負わないものとする。

(損害賠償)

第34条 使用者は、電気設備の工事、維持又は運用に関し、故意又は過失により会社の電気設備を損傷し、又は亡失し、会社に損害を及ぼしたときは、次に掲げるところにより費用を賠償しなければならない。

- (1) 修理可能なとき。
修理費
- (2) 亡失したとき、又は修理不可能なとき。
設備の時価と取替工費との合計額

第7章 保安

(保安の監督)

第35条 会社は、会社の電気設備及び使用者の電気設備の工事、維持及び運用に関する保安の監督を行わせるため、電気事業法の定めるところにより、電気主任技術者を置くものとする。

(使用者が行う電気設備の保安)

第36条 使用者は、使用者の電気設備の使用開始前に当該設備に関する保安責任者を指名

し、保安責任者指名届（第7号様式）を提出しなければならない。保安責任者に変更が生じたときも、同様とする。ただし、低圧甲で受電する場合で会社が承認したとき、又は低圧乙で受電するときは、この限りでない。（イ）

- 2 前項の保安責任者は、電気事業法の規定による電気主任技術者免状の交付を受けている者とし、その職務は、使用者の電気設備の保安に関する次の各号に掲げるものとする。
- (1) 日常巡視点検、定期点検、測定試験及び記録の整理（イ）
 - (2) 事故又は災害が発生したときにおける応急措置及びこれに関する報告書の作成
 - (3) 使用者の電気設備の工事、維持又は運用に従事する者に対する保安業務に必要な知識及び技能の教育
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、保安に関し会社が指示する業務
（使用者の遵守義務）

第37条 使用者は、使用者の電気設備の保安に当たって、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用者の電気設備の工事、維持又は運用に当たり、会社の電気主任技術者が行う保安のための指示に従うこと。
- (2) あらかじめ使用者の電気設備の運転及び操作の方法を定め事故等が発生したときは、適切な応急措置を講ずるとともに、すみやかに会社に連絡すること。
（管理規程）

第38条 使用者は、高圧で受電するときは、使用開始前に使用者の電気設備の維持及び運用に関する業務を管理するための管理規程を作成し、会社に提出しなければならない。

（イ）

第8章 雜則

（立入り）

第39条 会社は、次の各号に掲げる業務を行うため、その担当者に使用者の敷地及び建物等に立入らせることができる。

- (1) 計量器の検針
 - (2) 会社の電気設備の設計、施工、修理又は検査
 - (3) 使用者の電気設備の検査又は調査（イ）
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、保安のために必要な業務（イ）
- 2 担当者は、前項の規定により立入りをするときは、会社が発行した身分証明書を携帯し、使用者から請求があったときはこれを提示しなければならない。
（改善措置等）

第40条 会社は、前条第1項の立入りの結果必要があると認めたときは、使用者に対し報告を求め、又は適切な改善措置を指示するものとする。

（規程の改正）

第41条 この規程を改正した場合における施行日以後の電気の供給条件については改正後の規程によるものとし、その内容をすみやかに使用者に周知させるものとする。（イ）
（特別工事費の負担）

第42条 会社は、使用者の都合により第10条第1項の供給設備以外の設備を増設、移設

又は変更する必要が生じたときは、使用者の受益の程度によりその工事に要する費用の全部又は一部を使用者に負担させができるものとする。

(消費税等)

第43条 会社は、第25条の料金に消費税及び地方消費税の額を加算するものとする。(ア)

(イ)

(特約)

第44条 会社は、この規程により難い特別の事情があるときは、使用者と特約を締結することができる。(ア)

(その他必要な事項)

第45条 この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。(ア)

附 則 (2004年4月1日 規程第34号)

この規程は、2004年4月1日から施行する。

附 則 (2009年6月23日 規程第4号) (ア)

この規程は、2009年6月23日から施行し、6月1日から適用する。

附 則 (2019年4月12日 運施建第1025号) (イ)

この規程は、2019年5月1日から施行する。

別表第1 (イ)

契約区分	適用範囲	供給電圧	供給電気方式	標準周波数	配電方式
1 常時電力	1年を通じ常時供給する電気				
(1)高圧	標準電圧3,000ボルト以上であり、かつ、供給対象者が単数であるとき	20,000ボルト (契約最大電力が2,000キロワット以上) 6,000ボルト (契約最大電力が2,000キロワット未満)	交流3相3線式 同上	50ヘルツ 同上	3回線スポットネットワーク方式 単独引込線方式
(2)低圧甲	標準電圧100ボルト、200ボルト又は400ボルトで、供給対象が独立の建物であり、かつ、当該建物内の供給対象者が単数であるとき	100ボルト 200ボルト 400ボルト	交流单相2線式又は交流单相3線式 交流3相3線式又は交流单相2線式 交流3相3線式	同上 同上 同上	単独引込線方式 同上 同上
(3)低圧乙	標準電圧100ボルト、200ボルト又は400ボルトで、低圧甲以外のとき	100ボルト 200ボルト 400ボルト	交流单相2線式又は交流单相3線式 交流3相3線式又は交流单相2線式 交流3相3線式	同上 同上 同上	単独又は樹枝状引込線方式 同上 同上
2 臨時電力	需給契約期間が1年未満又は会社から、土地、建物等の賃貸(一時使用許可を除く。)を受けていない使用者(ただし、空港及びその周辺地に施設を所有する国の機関等を除く。)に臨時に供給する電気				
(1)高圧 (2)低圧甲 (3)低圧乙	それぞれ上記常時電力の(1)、(2)、(3)を準用する。	左に同じ	左に同じ	同上	左に同じ
3 予備電力					
(1)高圧	予備発電設備から供給する電気	6,000ボルト	交流3相3線式	同上	単独引込線方式
(2)低圧	同上	100ボルト 200ボルト	交流单相2線式又は交流单相3線式 交流3相3線式又は交流单相2線式	同上 同上	単独又は樹枝状引込線方式 同上
4 予備線	常時線故障の際に常時電力を供給するためのもの	6,000ボルト	交流3相3線式	同上	単独引込線方式

別表第2 (イ)

区分	料金体系	料金の算定方法	
1 常時電力及び臨時電力			
常時電力			
(1) 高圧	基本料金+従量料金	基本料金 契約最大電力（キロワット）×1キロワット 1箇月当たりの単価	
		従量料金 1箇月の使用電力量（キロワット時）×1キロワット時当たりの単価	
		1 箇月 定例検針日（定例検針を行わない月にあっては定例検針を行う月の定例検針日に当該する日。以下同じ。）から翌月の定例検針日の前日までの期間	
		使用電力量 常時線によって供給された電力量と予備線及び予備電力線によって供給された常時電力の電力量の合計量	
(2) 低圧甲	従量料金		
(3) 低圧乙	従量料金		
臨時電力			
(1) 高圧	基本料金+従量料金		
(2) 低圧甲	従量料金		
(3) 低圧乙	従量料金		
			常時電力の該当料金とする。
2 予備電力			
(1) 高圧	基本料金+従量料金		
(2) 低圧	基本料金+従量料金		
3 予備線	基本料金+従量料金		

第1号様式（第2条関係）(イ)

※受付年月日	※整理番号				
<u>電気使用申込書（低圧甲及び低圧乙）</u>					
年　月　日					
(甲) 成田国際空港株式会社 代表取締役社長	(乙) 住所 会社名 代表者名 担当者 電話番号				
成田国際空港株式会社電気供給規程を承認の上、下記のとおり電気の使用を申込みます。					
記					
使　用　場　所	申　込　電　力	区　分	一　般　系　kW	発　電　系　kW	
施　設　名	電気使用設備 の概要 (別紙のとおり)	電動機	kW	kW	
		電熱機器	kW	kW	
		電　灯	kW	kW	
		その他	kW	kW	
		合　計	kW	kW	
(注) 1. ※印の欄には記入しないで下さい。 2. 電気使用設備は入力値で記入して下さい。 3. 2通提出して下さい。					
<u>承　諾　書</u>					
成運施建第　号 年　月　日					
(乙)	殿	(甲) 成田国際空港株式会社 代表取締役社長	印		
上記の電気使用申込みについて、下記のとおり承諾します。					
記					
契約区分	常時電力－低圧（甲・乙）	需給開始予定期日	年　月　日		
契約最大電力	一般系 kW	契約期間	年　月　日から		
契約最大電力	発電系 kW		年　月　日まで		
標準周波数	50ヘルツ		契約期間満了日の5営業日前までに、甲、乙、いざれか一方が文書をもって意思表示を行わないときは、更に1年間契約期間を延長するものとし、それ以後においても、同様とする。		
供給電圧	100V・200V・400V				
摘要	要				
電力量計	種別		計量電圧	番号	検定期限

別 紙

負荷容量明細表

使用設備概要	一般系		発電系	
	機器名	負荷容量(kW)	機器名	負荷容量(kW)
電動機				
電熱機器				
電灯				
その他				

第1号様式(イ)

※受付年月日	※整理番号		
<u>電気使用申込書(臨時用のとき)</u>			
年　月　日			
(甲) 成田国際空港株式会社 代表取締役社長	(乙) 住　所 会社名 代表者名 担当者 電話番号		
成田国際空港株式会社電気供給規程を承認の上、下記のとおり電気の使用を申込みます。			
記			
使　用　場　所 施　設　名 受　電　電　圧 V 電　氣　方　式　交流　相　線　式 使用開始希望日　年　月　日 使用終了予定日　年　月　日 会社請求書送り先	申込電力	区　分	kW
	電気使用設備の概要	電動機	kW
		電熱機器	kW
		電灯	kW
		その他	kW
		合計	kW
		受電設備	kW
		自家発電設備	kW
(注) 1.※印の欄には記入しないでください。 2.電気使用設備は入力値で記入してください。 3.2通提出してください。			
承　諾　書			
成運施建第　号 年　月　日			
(乙) 殿	(甲) 成田国際空港株式会社 代表取締役社長　印		
上記の電気臨時使用申込みについて、下記のとおり承諾します。			
記			
契約区分	臨時電力－高圧、低圧(甲・乙)	需給開始予定日	年　月　日
契約最大電力	kW	契約期間	年　月　日から 年　月　日まで 乙は、契約期間をこえて引き続き電気の使用を希望するときは、契約期間満了日の5営業日前までに文書で契約期間の延長を申請し、甲の承認を得るものとする。
標準周波数	50ヘルツ		
供給電圧	100V・200V・400V		
摘要			
電力量計	種別	計量電圧	番号
			検定期限
			契約番号

第1号様式 (1)

※受付年月日		※整理番号		
<u>電気使用申込書（高圧のとき）</u>				
(甲) 成田国際空港株式会社 代表取締役社長		(乙) 住所 会社名 代表者名 担当者 電話番号		
		年 月 日 印		
成田国際空港株式会社電気供給規程を承認の上、下記のとおり電気の使用を申込みます。				
記				
使 用 場 所		受 電 設 備 kW		
施 設 名		設 備 区 分 常時(kW) 予備(kW) 備 考		
電 気 方 式		受電電圧と同電圧の機器		
受 電 電 圧 V		その他の高圧機器		
申込電力	最大電力 契約の区分		電動機	
	常 時 電 力	kW	電熱機器	
	予 備 電 力	kW	電 灯	
予 備 線		kW	そ の 他	
使用開始希望日		合 計		
		自家発電設備 kW		
		電気使用見込量 別紙のとおり		
(注) 1. ※印の欄には記入しないでください。 2. 電気使用設備は入力値で記入してください。 3. 2通提出してください。				
<u>承 諾 書</u>				
(乙)		成運施建第 号 年 月 日		
殿		(甲) 成田国際空港株式会社 代表取締役社長 印		
上記の電気使用申込みについて、下記のとおり承諾します。				
記				
契 約 電 力				契 約 期 間 年 月 日から 年 月 日まで 契約期間満了日の5営業日前までに甲乙いづれか一方が文書をもって意思表示を行わないときは、更に1年間契約期間を延長するものとし、それ以後においても同様とする。
契 約 区 分	常 時 電 力	予 備 電 力	予 備 線	
契 約 最 大 電 力				
供 給 方 式				
標 準 周 波 数	50ヘルツ	50ヘルツ	50ヘルツ	
供 給 電 圧				
計 量 電 圧				
需給開始予定日				
摘 要				

第2号様式(イ)

※受付年月日	※整理番号
<p style="text-align: center;"><u>電気需給契約変更申込書</u></p> <p>年　月　日</p> <p>成田国際空港株式会社 代表取締役社長</p> <p>住　所 会　社　名 代　表　者　名 担　当　者　名 電　話　番　号</p> <p>印</p> <p>下記のとおり電気需給契約の変更を申し込みます。</p> <p>記</p>	
使　用　施　設　名	
変　更　予　定　日	年　　月　　日
現　契　約　内　容	変　更　申　込　内　容
(注) 1.※印の欄は記入しないで下さい。 2.2通提出して下さい。	
<p style="text-align: center;"><u>電気需給契約変更承諾書</u></p> <p>成運施建第　　号</p> <p>年　月　日</p> <p>殿</p> <p>成田国際空港株式会社</p> <p>代表取締役社長</p> <p>印</p> <p>年　月　日付けをもって上記の契約内容の変更を承諾します。</p>	

第3号様式(イ)

※受付年月日	※整理番号		
<u>電 気 使 用 廃 止 届</u>			
年 月 日			
(甲) 成田国際空港株式会社	(乙) 住 所		
代表取締役社長	殿 会社名	印	
	代表者名		
	担当者		
	電話番号		
下記のとおり電気の使用を廃止したいので、お届けします。			
記			
使 用 施 設 名			
使 用 を 廃 止 し よ う と す る 日	年 月 日		
契 約 最 大 電 力	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="flex: 1; margin-right: 10px;"> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> 常時電力 kW </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> 臨時電力 </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> 予備電力 kW </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> 予 備 線 kW </div> </div> </div> <td>受電電圧</td> <td></td>	受電電圧	
使 用 廃 止 の 理 由			
<p>(注) 1. ※印の欄は記入しないで下さい。</p> <p>2. この届は、使用を廃止しようとする日の5営業日前までに1通提出して下さい。</p> <p>※会社記入欄</p>			

第4号様式(イ)

電気供給設備負担金工事申込書

年 月 日

(甲) 成田国際空港株式会社
代表取締役社長

殿

(乙) 住 所
会 社 名
担 当 者
電 話 番 号

印

下記のとおり電気供給設備負担金工事を申し込みます。

記

使用場所	
使用施設名	
受電電圧	
電気方式	
使 用 開 始 希 望 日	年 月 日

電気供給設備負担金工事申込承諾書

成運施建第 号

年 月 日

(乙) 殿

(甲) 成田国際空港株式会社

代表取締役社長

印

年 月 日付けをもって上記の負担金工事の申込みを承諾します。

工事費の負担については、成田国際空港株式会社電気供給規程第12条第2項の規定に基づき、

甲、乙の間に別途電気供給設備工事費負担金契約を締結するものとします。

また、電気使用開始希望日の5営業日前までに電気使用申込書を提出して下さい。

第5号様式（第13条関係）(イ)

※受付年月日	※整理番号
<u>電気設備工事設計承認申請書</u>	
年　月　日	
(甲) 成田国際空港株式会社 代表取締役社長 殿	
(乙) 住　　所 会社名 代表者名 担当者 電話番号	
印	
下記電気設備工事を施工したいので設計の承認を申請します。	
記	
工事場所	施設名
工事予定期間	年　月　日　から　年　月　日まで
最大電力	kW 受電電圧 V
直接電気を供給する開閉所等の名称	常時電力線、予備線 予備電力線 1 中央受配電所 3 開閉所 1 開閉所 3 開閉所 2 開閉所 4 開閉所
設計（監理）業者	
施工業者	
工事責任者	氏名
	職名
	資格
工事計画の内容	別紙のとおり
(注) 1. ※印の欄は記入しないで下さい。 2. 電気設備工事設計図等を添付して下さい。 3. 2通提出して下さい。	
<u>電気設備工事設計承認書</u>	
成運施建第　　号	
(乙)	年　月　日
殿	
(甲) 成田国際空港株式会社	
代表取締役社長 印	
上記工事設計を承認します。	

第6号様式（第13条関係）（イ）

※受付年月日	※整理番号					
<u>電気設備工事完了届</u>						
年　月　日						
(甲) 成田国際空港株式会社 代表取締役社長 殿						
(乙) 住所　　所 会社名 代表者名 担当者 電話番号						
印						
年　　月　　日　　付け第　　号で承認を受けた電気設備工事が完了したので、お届け します。完成検査に合格したときは、下記により電気の供給をお願いします。						
記						
工事場所		施設名				
工事完了年月日		年　月　日				
完成検査希望日		年　月　日				
使用開始希望日		年　月　日				
会社請求書の送り先						
添付書類 1 予想最大電力算定根拠表（契約電力500KW以上の需要に限る。） 2 管理規程（高圧のときに限る。） 3 電気設備工事完成図面 4 使用最大電力及び使用電力量見込量表（電気使用申込時から変更を生じたときに限る。） （注）この完了届は2通提出して下さい。						
<u>工事完成検査合格（不合格）通知書</u>						
成運施建第　　号 年　月　日						
(乙) 殿 (甲) 成田国際空港株式会社 代表取締役社長						
印						
年　　月　　日　　付け電気設備工事完了届に基づき検査した結果、合格した（不合格に なった）ので通知します。						
需給開始日については、　　年　　月　　日とします。						
区分	種別	計量電圧	番号	取付指示数	検定期限	取付日
電力量計						
最大需要電力計						

第7号様式(イ)

※受付年月日	※整理番号
--------	-------

保 安 責 任 者 指 名 届

年 月 日

成田国際空港株式会社

代表取締役社長

殿

住 所

会 社 名

代表者名

印

担 当 者

電話番号

下記のとおり保安責任者を指名しましたので、お届けします。

記

保 安 責 任 者 氏 名	
生 年 月 日	
資 格	
使 用 者 と の 関 係	
保安責任者の担当設備	年 月 日付けの電気設備工事完了届に記載した電気設備
指 名 年 月 日	

添付書類 資格を証明する書類の写し (表面のみ)